



市 からの 連絡 帳

届け出・税など

市税の休日・夜間納付相談窓口

□休日窓口

時 9月7日(土)・8日(日)
午前9時～午後4時

□夜間窓口

時 9月10日(火)・12日(木)
午後5時～8時

場 納税課(田無庁舎4階)

※窓口は田無庁舎のみです。

内 市税の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 田(☎042-460-9832)

各種証明書の改ざん防止用紙のデザインを変更します

市民部で発行している各種証明書の用紙を9月2日(月)から変更します。

□主な対象の証明書

住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、課税・非課税証明書、納税証明書、固定資産評価証明書など

◆市民課 田(☎042-460-9820)

◆市民税課 田(☎042-460-9828)

◆資産税課 田(☎042-460-9829)

◆納税課 田(☎042-460-9831)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。

◇登記に関する問い合わせ先

○東京法務局田無出張所
(☎042-461-1130)

◆資産税課 田

(☎042-460-9830)

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

10月1日から有効の保険証を、9月上旬から世帯主あてに簡易書留でお送り

します。配達日に不在のときは、不在票が投函されますので、直接郵便局へお問い合わせください。ただし、郵便局での保管期間経過後は、原則として保険年金課(田無庁舎2階)での受け取りになります。本人確認書類(免許証・パスポート・旧保険証・医療証などいずれか1点)、印鑑をお持ちください。

なお、郵便局の配達事情により2週間程度かかる場合もあります。

◇新しい保険証

○一般被保険者証…サーモン色

○退職被保険者証…若草色

◇有効期間

10月1日～平成27年9月30日

※ただし、次に該当する方は有効期間が異なります。

①10月2日以降に75歳になられる方

②退職者医療制度該当者で10月2日以降に65歳になられる方

③外国人住民の方

※詳しくは、新しい保険証に同封のお知らせをご覧ください。

◆保険年金課 田

(☎042-460-9822)

国民年金保険料の退職(失業)による特例免除をご存じですか

前年の所得は一定以上あるものの、現在は退職・失業によって保険料を支払えない場合、失業していることが確認できる公的機関の証明書の写しなどがあれば、退職・失業の事実がある方のみ前年の所得をなかったものとみなす特例免除があります。

※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。

□申請方法

場 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

持 ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの ②失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など) ③印鑑 ※離職年月日によっては特例免除が認められない場合があります。

◆保険年金課 田

(☎042-460-9825)

くらし

「介護保険と高齢者福祉の手引き」の発行

このたび、「介護保険と高齢者福祉の手引き」の改訂版を発行しました。介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。

□配布場所 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)、各出張所、各地域包括支援センター

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4032)

離職者のための住宅支援給付事業

就労能力・意欲のある離職者で、住宅を失っている、またはその恐れのある方を対象として住宅支援給付を行うことにより、住まいの確保と再就職に向けた支援を行います。

支給要件などの詳細は、市HPまたは下記へお問い合わせください(平日の午前9時～午後4時)。

◆生活福祉課 田(☎042-460-9835)

☎(☎042-438-4025)

寄 附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※匿名 色鉛筆、鉛筆、CD付本

◆管財課 田

(☎042-460-9812)

防犯活動経費の一部補助

市に防犯活動団体として登録をしている団体に、活動経費の一部を補助します。

□補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分の1以内で、1団体の上限額は20万円(申請多数の場合、補助金額を減額調整する場合あり)

□申請 9月9日(月)～20日(金)

※団体登録や補助金申請手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

◆危機管理室 保

(☎042-438-4010)

平成25年住宅・土地統計調査へご協力を

10月1日を基準日に平成25年住宅・土地統計調査が実施されます。

今月から10月中旬にかけて、統計調査員が総務大臣により指定された世帯へ、調査票の配布と回収のために訪問します。

回答方法としてインターネットでの回答も可能です。調査へのご理解とご協力をお願いします。

調査の結果は、国や地方公共団体の住宅・土地・経済政策などに利用されます。提出いただいた調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計の目的以外に使用されることはありません。

◆総務法規課 田

(☎042-460-9810)



災害時要援護者対策事業を行っています

災害時要援護者とは、災害時の安否確認や避難誘導・避難施設での支援が必要な方をいいます。

市では、次の方を対象に災害時要援護者ご本人からの申請などに基づき登録者名簿を作成してきました。

- ①65歳以上の高齢者で一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯員で構成された世帯
- ②介護保険適用者の方
- ③障がいをお持ちの方
- ④難病に罹患されている方
- ⑤その他支援が必要とされる方

この登録者に対し、災害時に安否確認などを行っていただける防災市民組織(市の登録組織)へ、防災市民組織内の登録者名簿を提供し、地域で支える仕組みづくりを開始しています。

災害時要援護者登録をされた皆さんに、防災市民組織の方が状況把握のため、お声をお掛けした際には、ご理解とご協力をお願いします。

◆危機管理室 保

(☎042-438-4010)

感謝状を贈呈しました

8月8日(木)に市政へのご協力をいただいた方々に、感謝状を贈呈しました。

- ※裏千家教授和心庵 折元 宗和 様
- ※高世 いく 様
- ※東京西東京ライオンズクラブ 様

- ※西東京市茶道華道文化協会 様
- ※みずほ銀行田無支店 様



◆秘書広報課 田(☎042-460-9803)

市税の口座振替でかりんとうをもらおう!!

～市税口座振替キャンペーン～

平成25年度以降の市税の口座振替を新規に申し込みされた方の中から抽選で500人に、活・西東京プロジェクト商品の「小松菜かりん糖」が当たります。



□応募条件 平成25年度第1期以降に、市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について、新しく口座振替を申し込まれた方が自動的に抽選の対象となります(いずれか1つでも可)。

※口座振替の申込方法

●郵送での手続き

「西東京市市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入・押印のうえ郵送。(上記申込書がない場合は納税課へご連絡ください。市HPからダウンロード可)

●金融機関窓口での手続き

市内各金融機関・郵便局にある「口

座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入・押印のうえ取引先金融機関などの窓口へ提出。

□申込期限 12月27日(金)市役所納税課到着分まで(金融機関での申し込みは、なるべく11月末までに)。

□当選発表 平成26年1月中旬に当選者(500人)へ商品引換券を郵送します。3月31日(月)までに、(株)旭製菓市内4店舗のいずれかに商品引換券を持参し、当選商品と交換してください。

※当選結果のお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

◆納税課 田(☎042-460-9831)